

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第4条の規定に基づき、賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会員入会申込書(様式1)を会長に提出した団体又は、企業とし、入会の可否は会長が決定する。

(特典)

第3条 本会は、賛助会員に対して本会が発行する刊行物を提供するものとする。

(会費)

第4条 賛助会員は、毎会計年度、次に掲げる賛助会費を本会に納入しなければならない。ただし、会計年度の下期に入会するものは、当該年度に限り、年額の2分の1の額とする。

1、団体又は企業 1口年額 20,000円 1口以上

(賛助会費の用途)

第5条 前条の賛助会費は、本会の公益目的事業費として使用するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員を退会しようとする者は、賛助会員退会届出書(様式2)により会長に届け出るものとする。ただし、退会時の属する年度の賛助会費は、返還を求めることができない。

(理事会への報告)

第7条 会長は、理事会に賛助会員の入会等の状況を報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

賛助会員入会申込書

一般社団法人

埼玉県老人福祉施設協議会 会長 殿

貴会の活動趣旨に賛同して入会を申し込みます。

申込日 [西暦] 年 月 日

申込み口数

口

団体・企業名	印		
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
代表者		担当者	

◆申込書はお手数ですが、コピーをおとりになり原本を本会へ送付してください。

◆年会費は一口 20,000 円となっております。

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

賛助会員退会届書

[西暦] 年 月 日

一般社団法人

埼玉県老人福祉施設協議会 会長 殿

住 所

.....
団体・企業名

.....
代表者名

..... 印
電 話

.....
FAX

貴会の賛助会員を [西暦] 年 月 日付けで退会したいのでお届けします。